

# セキュリティサービス約款

## 第1章 総則

### 第1条 (セキュリティサービス)

佐賀シティビジョン株式会社（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はセキュリティサービス約款（以下「本約款」といいます）を定め、ソースネクスト株式会社（以下「ソースネクスト」といいます）が提供する別紙1記載のセキュリティソフトを当社がセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます）としてサービス利用者（以下「利用者」といいます）に提供します。

### 第2条 (本約款の変更)

当社は、本約款（別紙を含みます。）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条 (用語の定義)

本約款（別紙を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者のお客様で本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じ。）を有する別紙1記載のアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
許諾販売店	本製品を販売する本契約者
シリアルコード	本製品を入手または利用するために必要なID及び/またはパスワード等のデータ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
安心バック	コンタクトセンター・テクニカル&リモートサポート・セキュリティ・端末延長保証のセット 当社よりスマホ端末を購入される場合は、必ず申込みが必要なサービス
安心バック2	コンタクトセンター・テクニカル&リモートサポート・セキュリティのセット 利用者が任意で申込みサービス
安心ジュニアバック	「安心バック」にI-フィルターfor マルチデバイスを追加したサービス

## 第2章 本サービスの提供

### 第4条 (本サービスの提供方法)

- 1 当社の「安心バック」「安心バック2」「安心バックジュニア」のいずれかの申し込みがある利用者はソースネクスト所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付する。シリアルコードは、当社から本契約者に別途預託され、本項以外の目的には利用しないものとする。
- 2 本製品の使用権は、前項に従って利用者へ本製品のダウンロード用URLおよびシリアルコードが交付された時点または利用者から本契約者に本製品の代金が支払われた時点のいずれか遅い時点でソースネクストから当社へ、当社から本契約者へ、本契約者から利用者へ移転するものとする。

### 第5条 (シリアルコードの預託)

- 1 当社、本製品の販売を承認した本製品のシリアルコードを、当社が別途、定める期日までに、当社所定の方法により本契約者に預託する。
- 2 本契約者は、前項によるシリアルコードの預託を受けた後、当社に受領証を交付し、速やかに検査を行う。当該検査の結果、本契約者が預託を受けたシリアルコードに破損、数量不足その他の瑕疵がある場合には、受領後1営業日以内に当社に対してその内容を書面（メール等の電子媒体を含み）により通知する。当社は、当該通知を受けた後、ただちに瑕疵のないシリアルコードを本契約者に引き渡す。なお、本契約者が当社に対し受領後1営業日以内に瑕疵ある旨の通知を行わない場合、当該検査は合格したものとみなす。
- 3 当社が本契約者に引渡ししたシリアルコードについての危険負担は、前項の検査合格をもって当社から本契約者に移転する。

### 第6条 (シリアルコードの取扱)

- 1 本契約者は、シリアルコードが紛失・不正使用されることのないよう組織面、技術面において合理的な安全対策をとり、善良なる管理者の注意義務をもって保管する。また本契約者は、シリアルコードに対し、方法を問わず一切の解析行為を行ってはならない。当社は、合理的な理由に基づき、事前に通知することにより本契約者によるシリアルコードの管理が適切に管理されているか否かを監査することができる。
- 2 本契約が終了した場合、本製品が販売終了した場合、本契約者は、当社の指示に従い、本契約者がその時点における前項各号の数を報告し、かつ、保有する本製品のシリアルコードを本契約の終了日または本製品が販売終了した日から2週間以内に当社に返却する。また本契約者は、本契約者が保有するシリアルコードが記載された一切の資料を本契約者の責任において廃棄し、廃棄証明を当社に交付する。
- 3 本契約者がシリアルコードを紛失した場合、本契約者は、当該シリアルコード数分の代金を、当該月の当社への代金と同時に当社に支払うものとする。
- 4 本契約者は、本契約期間中に保管しているシリアルコードを当社へ返還することを希望する場合は、書面（メール等の電子媒体を含む）をもってその旨を申し出るものとし、当社は、当該申し出を受領した場合は速やかにその諾否を決定し、本契約者に通知する。

## 第3章 本サービス提供の終了等

### 第7条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第8条 (本契約者が行う契約解除)

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の一月前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

### 第9条 (当社が行う契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- I 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- II 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

## セキュリティサービス約款

- Ⅲ 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- Ⅳ 当社に損害を与えたとき。
- Ⅴ 第 7 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- Ⅵ 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - （1）支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
  - （2）手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
  - （3）差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
  - （4）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
  - （5）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
  - （6）自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

### 第 4 章 損害賠償

#### 第 11 条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

#### 附則（実施期日）

1 本約款は、令和 2 年 5 月 1 日から実施します。

# セキュリティサービス約款

別紙 1 (セキュリティソフト)

製品名称：スマートフォンセキュリティ